

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について

(中間報告)

目 次

はじめに（中間報告に当たって）	1
第1 東京都における動物飼養の現状と社会状況	2
1 犬の個体数推計	2
（1）犬の登録頭数	2
（2）犬及び猫の飼育実態調査結果からの犬の個体数推計	2
ア 住居形態別の世帯数からみた犬の個体数推計	2
イ 登録頭数からみた犬の個体数推計	3
2 猫の個体数推計	3
3 狂犬病予防注射接種率	4
4 動物による危害と苦情	5
5 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正	5
（1）改正の経緯	5
（2）政省令等の改正内容（平成24年6月施行）	5
ア 動物取扱業の追加	5
イ 犬及び猫の夜間展示の禁止	6
（3）法改正の主な内容（平成24年9月公布）	6
ア 動物取扱業の適正化	6
イ 多頭飼育の適正化	6
ウ 犬及び猫の引取り	6
エ 災害対応	7
第2 動物愛護管理行政の現状	7
1 動物の捕獲・収容、引取り等	7
2 動物の返還・譲渡・致死処分	8
3 動物取扱業に対する監視指導	9
（1）動物取扱業の登録数	9
（2）動物取扱業の監視指導	9
4 特定動物に対する監視指導	10
（1）特定動物の許可状況	10
（2）特定動物の監視指導	11
第3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況	11
1 飼い主の社会的責任の徹底	12
（1）適正飼養の普及啓発の強化（施策1）	12
（2）犬の適正飼養の徹底（施策2）	12
（3）猫の適正飼養の徹底（施策3）	13
（4）特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底（施策4）	14
（5）高齢動物の飼養への対応（施策5）	14

2	事業者の社会的責任の徹底.....	14
	(1) 動物取扱業の監視の強化(施策6)	14
	(2) 動物取扱業への指導事項の拡大(施策7)	15
	(3) 動物取扱業の資質の向上(施策8)	15
	(4) 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援(施策9)	16
	(5) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応(施策10)	16
3	地域特性を踏まえた取組の推進	16
	(1) 動物愛護推進員の活動の活性化(施策11)	16
	(2) 集合住宅における動物の適正飼養の推進(施策12)	17
	(3) 高齢者の動物飼養への支援(施策13)	17
	(4) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充(施策14)	17
	(5) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援(施策15) ..	18
4	致死処分数減少への取組	18
	(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり(施策16)	18
	(2) 数値目標の達成状況	19
5	都民と動物の安全の確保	19
	(1) 動物由来感染症への対応能力の向上(施策17)	19
	(2) 動物由来感染症の普及啓発(施策18)	20
	(3) 災害発生時の動物救援機能等の強化(施策19)	20
	(4) 区市町村の災害時対策の推進(施策20)	20
第4	法改正に伴う新たな検討課題	20
1	多頭飼育の適正化	20
	(1) 多頭飼育への対応	20
	(2) 多頭飼育者の届出制の検討	21
2	動物取扱業の規制強化に関する取組	23
3	災害発生時の動物救護体制の充実強化	23
4	犬及び猫の引取り	24
第5	今後の審議について	24

はじめに（中間報告に当たって）

東京都は、平成18年12月の本審議会答申を踏まえて、動物愛護管理推進計画を策定し、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指して、平成19年度から、様々な施策を実施している。

国においては、動物取扱業の適正化をはじめとする諸問題について、中央環境審議会動物愛護部会で検討が行われ、平成24年9月、動物の愛護及び管理に関する法律が改正公布された。今後、政省令改正や「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の見直しが行われる予定である。

東京都においても、推進計画策定後5年を経過し、計画の中間見直しを行うこととなり、本審議会は、平成24年8月30日、東京都知事から「東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方」について諮問を受けた。

本審議会は、東京都における動物飼養の現状や、現行推進計画に基づくこれまでの取組、法令等の改正や社会状況等を踏まえ、推進計画の中間見直しを視野に今後の動物愛護管理行政について検討している。

検討に当たっては、東京都、区市町村、民間団体等の連携により、効果的かつ効率的な動物愛護管理行政施策を展開していくため、以下の3点を論点としている。

- 1 東京都、区市町村、民間団体等の役割の明確化
- 2 広域性、専門性を要求される課題に対する東京都の取組の充実
- 3 地域における動物愛護管理の推進のために東京都が行う支援の充実

本中間報告書は、東京都における動物愛護管理の現状と推進計画に基づく施策の進捗状況の確認、今回の法改正を受けた新たな検討課題に係る東京都条例改正の必要性を含めて、これまでの審議会における検討内容をまとめたものである。

平成24年12月20日

東京都動物愛護管理審議会

会長 林 良博

第1 東京都における動物飼養の現状と社会状況

1 犬の個体数推計

(1) 犬の登録頭数

平成23年度の犬の登録頭数は、全国が約685万頭、東京都が約51万頭であった。本審議会が前回、答申を行った平成18年度時点（全国が約664万頭、東京都が約43万頭）と比較して、年々増加している。

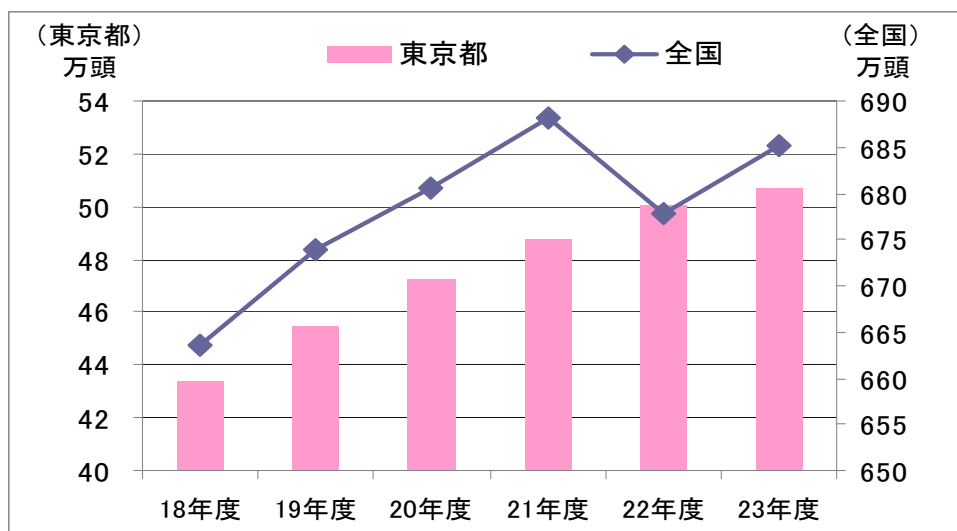


図1 犬の登録頭数の推移

厚生労働省、東京都統計より

*平成22年度の全国統計については、東日本大震災の影響により、被災県（岩手県、宮城県、福島県）の一部市町村のデータが含まれていない。

(2) 犬及び猫の飼育実態調査結果からの犬の個体数推計

都内で飼養されている動物の頭数については、狂犬病予防法に基づく登録制度のある犬や動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）により許可制度のある特定動物を除き、行政が実態を把握する制度はない。そのため、東京都は犬及び猫の飼育実態調査を平成9年度及び平成18年度に実施し、犬及び猫の飼養実態の把握及び課題の抽出等を行い、動物愛護管理行政に反映させてきた。

平成23年度に実施した犬及び猫の飼育実態調査（以下「飼育実態調査」という。）によると、犬の個体数推計は以下のとおりであった。

ア 住居形態別の世帯数からみた犬の個体数推計

飼育実態調査によると、都における住居形態別の世帯数から推計した犬の個体数は、約67万頭であった。

表1 住居形態別の世帯数からみた犬の個体数推計結果

	[a] 世帯数(軒)	[b] 飼育軒数 比率	[c] 平均飼育 頭数(頭/軒)	推定頭数 [a]x[b]x[c]	合計 推計個体数
一戸建て	1,913,805	19.0%	1.24	450,892	約 67 万頭
集合住宅	4,343,372	4.5%	1.09	213,042	
その他	17,207	10.0%	1.00	1,721	

[a] 平成22年度国勢調査における「第19表 延べ面積(6区分), 住宅の建て方(8区分), 住居の種類・住宅の所有の関係(7区分)別一般世帯数, 一般世帯人員及び1世帯当たり人員(世帯が住んでいる階-特掲) - 全国, 都道府県」における「住宅に住む一般世帯」の世帯数のうち島しょ部に該当する市町村を除いた値 (一戸建て:一戸建 集合住宅:長屋建+共同住宅 その他:その他)

[b] アンケート調査結果 [c] アンケート調査結果 飼育実態調査より

イ 登録頭数からみた犬の個体数推計

飼育実態調査において行ったアンケートの結果によると、犬の登録率は92.0%であった。この登録率と都における犬の登録頭数より推計した犬の個体数は、約54万頭であった。

表2 登録頭数からみた犬の個体数推計結果

アンケート調査結果					登録頭数からみた推定個体数		
[a] 登録済	[b] 未登録	不明	無回答	合計	[c] 登録 頭数	[d]登録率 [a]/([a]+[b])	推定個体数 [c]/[d]
265	23	4	6	298	498,857	92.0%	542,154 約 54 万頭

[a] アンケート調査結果 [b] アンケート調査結果

[c] 平成22年度 東京都における犬の登録頭数(島しょ部を除く) 飼育実態調査より

推計方法の違いにより、推計した個体数は約54万頭から約67万頭と幅があるが、登録頭数の約51万頭を超える結果となっており、未登録の状態で飼養されている犬がいると考えられる。

2 猫の個体数推計

飼育実態調査によると、都における住居形態別の世帯数から推計した猫の個体総数は約111万頭であった。

平成18年度に比べ総数は増加しているが、いわゆる野良猫の推計頭数は約15万頭から約6万頭へ減少している。

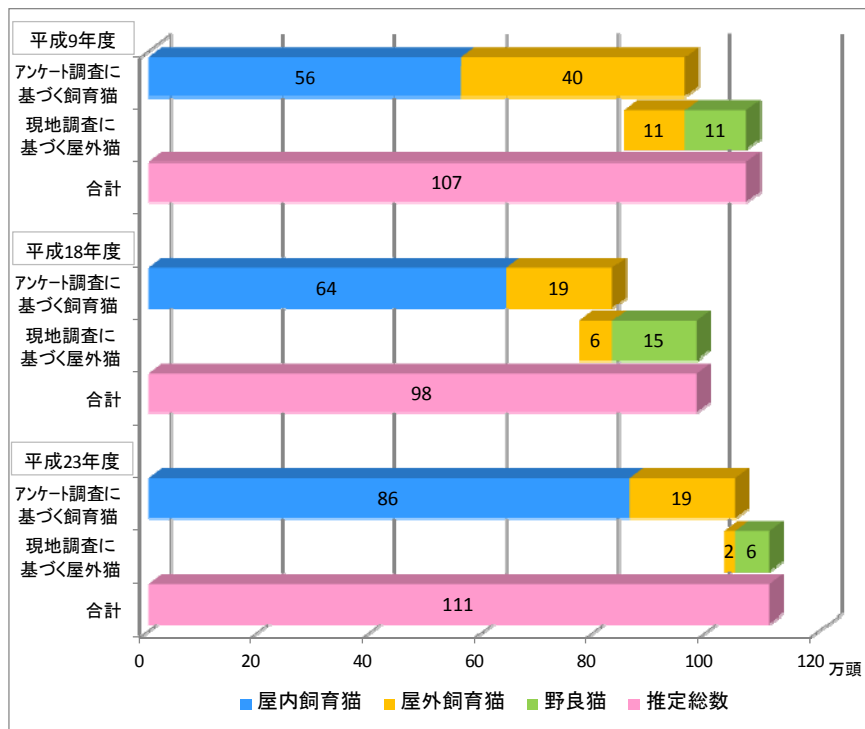


図2 猫の推定個体数の推移

飼育実態調査より

3 狂犬病予防注射接種率

平成23年度の狂犬病予防注射の接種率は、全国が72.8%、東京都が74.1%であり、平成18年度の全国74.0%、東京都74.4%と比べると、全国が1.2ポイント、東京都が0.3ポイント低下している。

都内の犬の個体数を住居形態別の世帯数から推計した約67万頭とした場合、狂犬病予防注射の接種率は、大きく低下する。

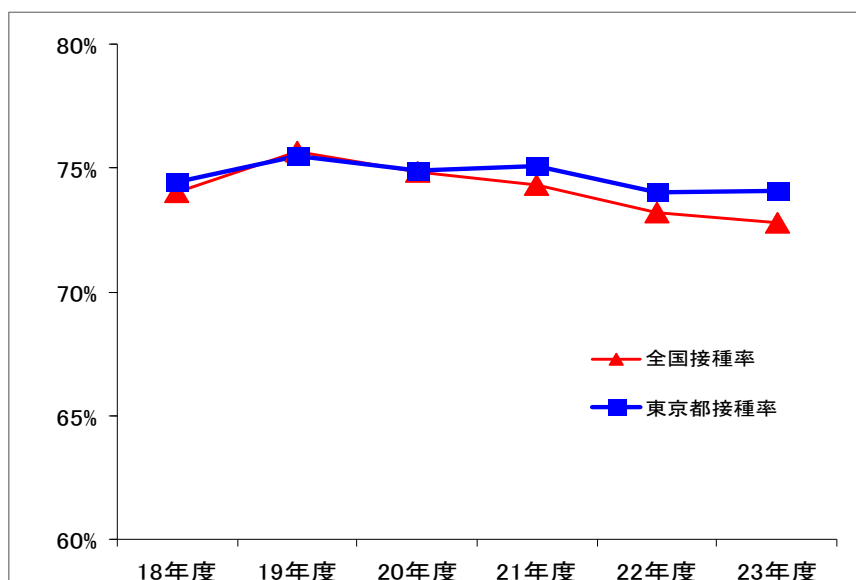


図3 狂犬病予防注射接種率の推移

厚生労働省、東京都統計より

4 動物による危害と苦情

平成23年度の犬のこう傷事故件数は337件で被害者数は348人であった。平成18年度以降、件数及び被害者数はいずれも400前後で推移している。

また、平成23年度の動物による苦情件数は11,917件であり、平成18年度の19,822件と比べ約8,000件減少している。主な苦情は、ふん尿・悪臭に関することが3,297件、捨て犬・猫に関することが1,982件であった。

表3 東京都における犬のこう傷事故件数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
事故発生件数(件)	380	420	402	451	356	337
被害者数(人)	384	428	403	453	369	348

東京都統計より

表4 東京都における動物による苦情件数

(件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
野犬・放し飼い等	1,693	1,025	861	854	868	711
捨て犬・猫	4,357	2,694	2,763	2,373	2,064	1,982
ふん尿・悪臭	4,522	4,113	4,699	4,490	3,155	3,297
鳴き声	1,171	991	1,373	1,115	889	961
負傷	1,504	945	995	918	672	594
その他	6,575	5,970	6,176	5,510	4,810	4,372
合計	19,822	15,738	16,867	15,260	12,458	11,917

東京都統計より

5 動物の愛護及び管理に関する法律等の改正

(1) 改正の経緯

動物愛護管理法については、平成18年に施行された改正法の附則により、施行後5年を目途として、新法の施行の状況について検討をくわえ、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされている。そのため、国は、平成22年8月に中央環境審議会動物愛護部会の下に動物愛護管理のあり方検討小委員会を設けて検討を進め、平成23年12月に「動物愛護管理のあり方検討報告書」が取りまとめられた。

本報告書を受け、法改正に先行して、関係政省令等が平成24年1月及び5月に公布、同年6月に施行され、動物愛護管理法が平成24年9月に改正公布された(平成25年9月1日施行予定)。

(2) 政省令等の改正内容(平成24年6月施行)

ア 動物取扱業の追加

(ア) 動物の販売をしようとする者のあっせんを会場を設けて競りの方法により

行うこと（競りあっせん業）

（イ）有償で動物を譲り受けて飼養を行うこと（譲受飼養業）

イ 犬及び猫の夜間展示の禁止

（ア）夜間展示に係る飼養管理基準、遵守基準の改定

犬・猫の夜間（午後8時から午前8時まで）の販売、展示等禁止（いわゆる「猫カフェ」について経過措置あり）等

（イ）登録等申請時の記載事項への「営業時間」追加

（3）法改正の主な内容（平成24年9月公布）

ア 動物取扱業の適正化

（ア）犬猫等販売業に係る特例の創設

① 幼齢個体の安全管理、販売が困難となった犬猫等の扱いに関する犬猫等健康安全計画の策定及びその遵守

② 飼養又は保管する犬猫等の適正飼養のための獣医師等との連携の確保

③ 販売困難となった犬猫等の終生飼養の確保

④ 犬猫等の繁殖業者による出生後56日を経過しない犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止

⑤ 犬猫等の所有状況の記録・報告

（イ）動物取扱業者に係る規制強化

① 感染性の疾病の予防措置や、販売が困難になった場合の譲渡しについて努力義務として明記

② 犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明の義務付け

（ウ）狂犬病予防法、種の保存法等違反を、第一種動物取扱業に係る登録拒否及び登録取消事由に追加

（エ）第二種動物取扱業の創設

飼養施設を設置して動物の譲渡等を業として行う者に対し、飼養施設を設置する場所ごとに、都道府県知事等への届出を義務化

イ 多頭飼育の適正化

（ア）騒音又は悪臭の発生等、勧告・命令の対象となる生活環境上の支障の内容を明確化

（イ）多頭飼育に起因する虐待のおそれのある事態を、勧告・命令の対象に追加

（ウ）多頭飼育者に対する届出制度について、条例に基づき講じることができる施策として明記

ウ 犬及び猫の引取り

（ア）都道府県等が、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合に、その引取りを拒否できる事由を明記

（イ）引き取った犬又は猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定を設定

エ 災害対応

(ア) 災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策を、動物愛護管理推進計画に定める事項に追加

(イ) 動物愛護推進員の活動として、災害時における動物の避難、保護等に対する協力を追加

第2 動物愛護管理行政の現状

1 動物の捕獲・収容、引取り等

狂犬病予防法、動物愛護管理法及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下「都条例」という。）に基づく犬の捕獲・収容数、犬猫の引取数及び負傷した犬猫等の収容数の総計は、平成23年度は3,928頭であった。平成18年度の9,566頭と比べると約60%減少している。

特に引取りにおいては、平成21年度から平成23年度まで、所有者からの子犬の引取りはなく、放し飼いの犬の減少や屋内飼養の普及（飼育実態調査結果によると平成23年度の犬の屋内飼養の割合は85.2%）等によりみだりな繁殖の防止が図られていることが伺える。

また、平成23年度の所有者及び拾得者からの子猫の引取数は、それぞれ104頭、1,875頭であった。平成18年度の引取数530頭、4,844頭と比べるとそれぞれ約80%、約60%減少しており、屋内飼養の普及（飼育実態調査結果によると平成23年度の猫の屋内飼養の割合は71.6%）や飼い主のいない猫対策の推進により屋外における猫のみだりな繁殖の防止が図られていることが伺える。

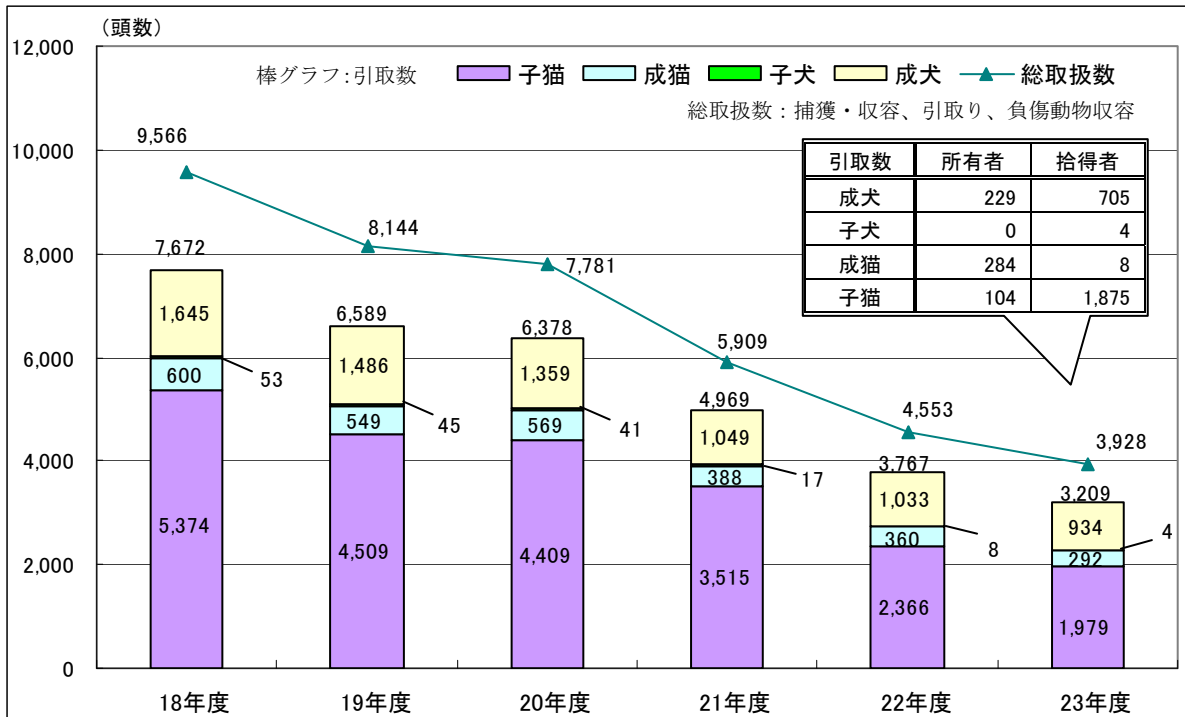


図4 東京都における動物の総取扱数及び引取数の推移

東京都統計より

2 動物の返還・譲渡・致死処分

都内で捕獲・収容、引取りされた犬猫等のうち、平成23年度に飼い主に返還された頭数は、犬546頭、猫22頭であり、新しい飼い主への譲渡数は、犬389頭、猫398頭、その他1頭であった。

致死処分されずに飼い主又は新しい飼い主に引き渡された割合（返還・譲渡率＝（返還数＋譲渡数）÷総取扱数（捕獲・収容、引取り、負傷動物収容）×100）は、犬79.5%、猫15.3%であった。平成18年度の犬81.5%、猫3.1%と比べると犬は横ばい傾向であるが、猫は12.2ポイント増加している。

高齢、攻撃的な性格、重度の負傷や病気など健康上の問題がある場合など、譲渡に向かない個体や、衰弱や感染症により成育が極めて困難な飼い主のいない生まれて間もない子猫などについては、返還、譲渡に至らなかった場合は致死処分となる。平成23年度の致死処分数は2,579頭（内訳：犬243頭、猫2,330頭、その他6頭）であった。平成18年度の6,921頭（内訳：犬557頭、猫6,348頭、その他16頭）と比べると62.7%減少している。致死処分数の内訳を見ると、子猫が一番多い傾向は変わらないが、平成18年度の5,264頭（致死処分数全体の76.1%）と比べ、平成23年度は1,667頭（致死処分数全体の64.6%）と、頭数及び致死処分全体に占める割合が減少している。

表5 東京都における犬猫の返還・譲渡状況

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
返還数(頭)	犬	1,836	1,345	1,197	657	654	546
	猫	17	19	9	15	6	22
譲渡数(頭)	犬	605	592	573	490	517	389
	猫	185	171	334	459	801	398
返還・譲渡率	犬	81.5%	78.8%	81.5%	80.1%	84.2%	79.5%
	猫	3.1%	3.3%	6.1%	10.6%	25.6%	15.3%

東京都統計より

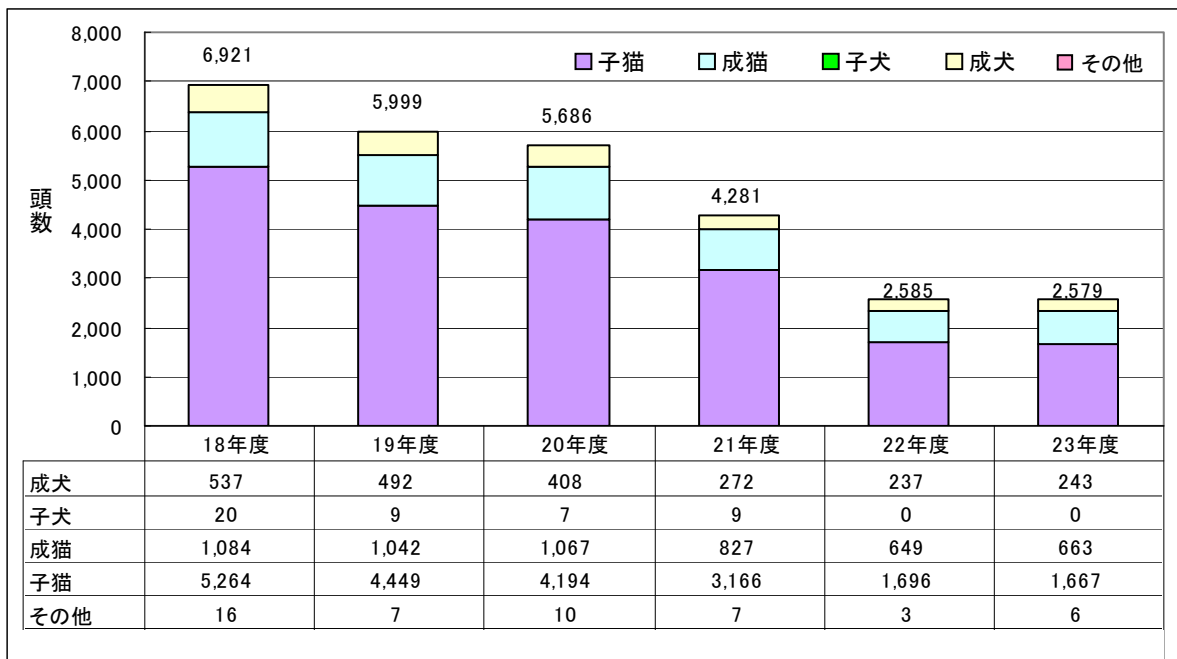


図5 東京都における致死処分数の推移

東京都統計より

3 動物取扱業に対する監視指導

(1) 動物取扱業の登録数

平成23年度における都内の動物取扱業登録施設数は、3,803施設であり、平成18年度の1,854施設と比べると約2倍に増加している。業種別施設数は、保管業が2,599施設と一番多く、次いで販売業が1,848施設である。

平成24年6月に競りあっせん業と譲受飼養業が新たに動物取扱業に追加されたが、11月時点で都内での登録はない。

表6 東京都における動物取扱業の登録施設数及び種別施設数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
動物取扱業登録施設数	1,854	2,799	3,198	3,503	3,795	3,803
動物取扱業種別数	2,746	4,079	4,599	5,002	5,371	5,347
販売業	1,023	1,531	1,715	1,864	1,976	1,848
保管業	1,318	1,867	2,115	2,295	2,485	2,599
貸出業	100	151	159	175	183	165
訓練業	225	401	459	501	546	552
展示業	80	129	151	167	181	183

東京都統計より

(2) 動物取扱業の監視指導

動物取扱業の登録制度は、平成18年の動物愛護管理法改正の際に新たに創設されたため、平成18年度及び平成19年度は新規登録申請が多く、監視件数がそれぞれ2,939件、2,299件となっている。登録の有効期間が5年間で

あることから、平成23年度及び平成24年度が登録更新申請の時期にあたり、平成23年度の監視件数も3,879件と多くなっている。

平成23年度の注意指導書交付による行政指導は17件、行政処分は勧告が1件であった。

表7 東京都における動物取扱業の監視指導状況 (件)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
監視件数	2,939	2,299	1,708	1,617	1,616	3,879
注意指導書交付数	21	38	29	17	6	17
行政処分	勧告命令	1	0	0	0	1
	措置命令	0	0	0	0	0
	登録拒否	0	0	1	0	0

東京都統計より

4 特定動物に対する監視指導

(1) 特定動物の許可状況

ライオン、わし、わに等の飼養するために許可を要する特定動物*については、平成23年度の都内における飼養頭数は1,266頭であり、飼養施設は140施設であった。飼養施設の分類は、一般（個人）が89施設と一番多く、動物取扱業等（動物園を除く）27施設、動物園12施設、研究機関12施設となっている。

飼養施設の分類ごとの特定動物の飼養頭数は、動物園が532頭と一番多く、その内訳は霊長目（ひと科を除く）301頭、食肉目ねこ科62頭、霊長目ひと科38頭、たか目36頭、それ以外の種類が95頭であった。次いで動物取扱業等が399頭であり、その内訳はとかげ目が333頭、霊長目（ひと科を除く）27頭、かめ目27頭、それ以外の種類が12頭であった。

一般（個人）が飼養している特定動物は、かめ目49頭、とかげ目31頭、わに目17頭、霊長目（ひと科を除く）10頭、たか目5頭、食肉目ねこ科2頭であった。

*特定動物：人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（動物愛護管理法第26条）。

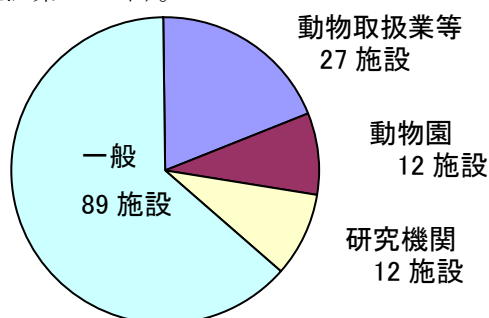


図6 特定動物の飼養施設分類（平成23年度） 東京都福祉保健局健康安全部調べ

表8 特定動物の種類別飼養頭数（平成23年度）

（頭）

	種類別内訳													計
	霊長目 ひと型を除く	霊長目 ひと科	食肉目 いぬ科 ハイエナ科	食肉目 くま科	食肉目 ねこ科	長鼻目	奇蹄目	偶蹄目	だちょう目	たか目	かめ目	とかげ目	わに目	
飼養頭数	558	38	20	15	71	9	6	20	0	42	79	380	28	1,266
飼養施設分類	動物取扱業等	27				9				1	27	333	2	399
	動物園※	301	38	20	15	60	9	6	20	36	2	16	9	532
	研究機関	220									1			221
	一般	10				2				5	49	31	17	114

※ 動物取扱業のうち、動物園を別掲とする。

東京都福祉保健局健康安全部調べ

（2）特定動物の監視指導

特定動物の飼養又は保管については、平成18年の動物愛護管理法改正により、それまでの都条例に基づく許可から法に基づく許可制度となった。このため、平成18年度から平成19年度にかけて法許可への切替えが行われ、それに伴い監視件数が増加し、平成19年度は323件となっている。

なお、特定動物の管理において危害防止は最も重要な事項であり、無許可飼養の毒へびによる事故（平成20年度：東京都、平成24年度：相模原市）や大型爬虫類による死亡事故（平成24年度：茨城県）等の発生を受け、東京都は、平成20年度及び平成24年度に爬虫類を対象として、特定動物飼養者や動物取扱業者を対象とした緊急監視を行っている。

表9 特定動物の飼養・保管許可施設数及び監視件数

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
許可施設数(軒)	66	123	138	142	145	140
監視件数(件)	152	323	279	298	149	181

東京都統計より

第3 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況

東京都は、人と動物との共生社会の実現に向け、平成19年4月に東京都動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）を策定した。

推進計画では、期間を平成19年度から平成28年度までの10年間とし、5つの主要課題ごとに20の重要施策、48の事業を定め、それぞれの施策の推進により、

動物の引取数や致死処分数の減少、犬猫の返還・譲渡率の増加等を目指している。

都におけるこれまでの数値目標の達成状況及び施策の取組状況は次のとおりである。

1 飼い主の社会的責任の徹底

飼い主が責任を持って適正に動物を飼養することによって、動物に関わる近隣トラブルをなくし、動物が地域の一員として受け入れられていく社会を目指し、以下の施策が進められている。

(1) 適正飼養の普及啓発の強化（施策1）

飼い主による動物の終生飼養、適正飼養を徹底させるためには、まず、動物の安易な飼養開始を防ぐことが必要である。このため、都民に対して、適正飼養講習会や動物愛護相談センターにおける譲渡関係講習会により普及啓発を進めるとともに、都民が動物を購入する際に、動物を飼うことに伴う責務について十分な説明を受けられるよう、動物取扱業者への指導が行われている。

また、区市町村や関係団体等と連携し、飼い主がよく利用する動物病院、動物取扱業等の施設に適正飼養に係るパンフレットなどの普及啓発資材を配布するなど、飼い主の目に付きやすい場所での普及啓発が行われている。

動物の遺棄・虐待への対応としては、平成22年2月の国通知（「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」）に基づき、警視庁あてに動物の遺棄・虐待への対応に関する動物愛護管理担当部署との連携を依頼するとともに、各警察署あて飼育改善指導が必要な例を示し、情報共有が図られている。

一方、動物の遺棄・虐待への個別対応としては、必要に応じて動物愛護団体等と連携を図り、適正飼養の助言、指導、動物の引取り等が行われている。

(2) 犬の適正飼養の徹底（施策2）

狂犬病予防法等の法令に基づく飼い主の責務の遵守は、飼い主自身や周りの都民に対する危害防止のために重要な事項である。

特に、都における狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数に対する狂犬病予防注射接種済票の交付率は75%前後で推移しており、未登録の状態の犬の存在も考慮すると、その割合は更に低くなるため、わが国に狂犬病が発生した際の狂犬病予防注射による防疫効果への影響が危惧される。

そのため、登録・狂犬病予防注射接種率の向上を目指して、都、区市町村、関係団体等が連携を図り、動物病院等での鑑札交付・注射済票交付代行など飼い主が手続をしやすい環境の整備等の取組が進められている。平成24年4月現在、こうした取組を行っている区市町村は14区16市町村となった（平成18年度11区11市）。

また、飼い主が利用する施設の一つであるドッグランのうち、都立公園では、管理者やドッグランの管理に携わるボランティアと連携して、飼い主の法令遵守を利用条件とする等の仕組みづくりや講習会を通じた普及啓発などの取組が行われている。

さらに、犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、パンフレットや犬のしつけに関するテキストなどを作成し、犬の譲渡関係講習会等の機会を通じて配布している。

また、こう傷事故は小さな子供が被害者となることが多いことから、動物愛護相談センターが小学校低学年を対象として実施している動物教室に、こう傷事故防止のプログラムが取り入れられている。

事故防止や生活環境の保全についても、公園等の公共の場所でのノーリード（放し飼い）やふんの放置をなくすよう、都、区市町村や公共施設管理者等が協力して、監視指導を行っているほか、動物愛護推進員等の協力のもと普及啓発が行われている。

（3）猫の適正飼養の徹底（施策3）

猫の適正飼養に向けた対策のうち、飼い猫対策については、猫の飼養三原則（「屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「個体標識の装着」）の徹底を図るための取組が進められている。

このうち、屋内飼養の推奨については、交通事故や感染症の予防など、屋内飼養の利点について記載した猫の飼い方に関するパンフレットやパネルを作成し、譲渡関係講習会や、都、区市町村のイベント等で普及啓発が行われている。飼育実態調査によると、都内の飼い猫のうち屋内飼養されているものは71.6%であった（平成18年度調査 60.1%）。

不妊去勢手術の実施については、同じく飼育実態調査によると、飼い猫でメス86.3%、オス85.0%であった（平成18年度調査 飼い猫でメス86.1%、オス88.7%）。

個体標識の装着に関しては、前述のパンフレットのほか、災害に備えた飼い主の日ごろの準備としての重要性を鑑み、ペットの防災に関するパンフレットや普及啓発パネル等により普及啓発が行われている。しかし、飼育実態調査によると、個体標識をしている飼い猫は16.1%と非常に低い結果であった（平成18年度調査 18.0%）。

また、飼い主のいない猫を巡るトラブルの解決に向けて、住民主体の取組のきっかけとするために、猫にエサを与えている人、猫の嫌いな人、迷惑に感じている人等それぞれの立場にあわせたパンフレットを作成し、区市町村、動物愛護推進員等を通じて町会・自治会等地域に配布するなど、飼い主のいない猫対策の考え方について普及啓発が行われている。

(4) 特定動物等の飼養許可及び適正管理の徹底（施策4）

特定動物は人に危害を与えるおそれが高く、一般の動物の飼い主以上に飼養する上での社会的責任の徹底が求められる。このため、飼養又は保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別の実施及び実施後の都への届出等を確実に実施することについて、施設の監視指導や動物取扱業者による販売時の事前説明等を通じて、飼い主に周知されている。また、これから飼い始めようと考えている都民に対して、許可申請の事前相談等の機会を通じて、安易な飼養の防止と許可制度の内容について周知徹底が行われている。

昨今、特定動物による死傷事故（ヒグマ、アミメニシキヘビによる事故事例等）や無許可飼養による事故（毒ヘビ無許可飼養による事故事例等）も発生している。都内では、特に爬虫類について、動物園等の施設だけではなく、一般家庭において飼養されている個体も多いことから、緊急監視等により、逸走防止等管理の徹底について指導が行われている。

(5) 高齢動物の飼養への対応（施策5）

飼っている動物が高齢となった場合の世話は、飼い主にとって大きな負担となることもある。高齢動物の飼養への対応については、飼い始める際に検討しなければならない事項の一つとして、普及啓発が行われている。特に飼養数の多い犬、猫の飼い主に対しては、区市町村や東京都獣医師会等を通じて配布しているパンフレットにより、高齢特有の病気や機能障害への対応や、回復が見込めず苦痛を伴うような病気になってしまった場合などの治療等の対応も含めた、かかりつけ獣医師の関与の必要性が周知されている。

2 事業者の社会的責任の徹底

動物取扱業者が、飼い主の社会的責任の自覚を促し、人と動物との調和のとれた真の共生社会創生の牽引車^{けんけん}となっていくことを目指し、以下の施策が進められている。

(1) 動物取扱業の監視の強化（施策6）

平成23年度の都内の動物取扱業者の登録施設数は約3,800施設である。多数の事業者に対する監視指導を効率的に行うとともに、事業者の主体的な取組を促進するため、事業者評価制度を構築し、事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して、評価の低い事業者に対して重点的に監視指導が行われている。

平成18年度及び平成19年度に登録した事業者等を中心に検査が行われ、平成24年6月現在1,710事業者について評価が終了している。ほぼすべての評価項目について良好な結果であった事業者（A評価）は44%、一部遵守事項が守られていないが、直ちに改善が見込める事業者（B評価）は53%、改善までに重点的な監視指導を要する事業者（C評価）は2%、登録基準等の遵守に問

題があり重点的な監視指導により早急な改善を要する事業者（D評価）は1%であった。評価結果に基づく計画的な監視指導とともに、引き続き、評価を終えていない事業者に対する立入り検査が行われている。

また、平成18年度の法改正によりペットシッターなどの保管業、インターネットによる販売業が、平成24年度の政省令改正により譲受飼養業、競りあわせん業が追加された。これらの新しい業態に即した適切な監視を実施するため、監視指導などの機会を通じて業務の実態等について情報収集が行われている。

さらに、特定動物を取り扱う販売業者に対しては、無許可飼養の防止や事故の発生防止のために、購入者の特定動物飼養許可の有無を確認するとともに、購入者に対して個体識別の実施及び実施後の都への届出や逸走防止措置等について周知するよう指導が行われている。

不適正な営業者への対応として、都民からの苦情相談等の情報に基づき、苦情等のあった施設の監視指導が実施されているほか、インターネット販売における広告等に関する動物愛護推進員からの情報等に基づき、改善のための指導が実施されている。

（2）動物取扱業への指導事項の拡大（施策7）

平成18年度の動物愛護管理法の改正により、動物取扱業者への指導事項は細分化、拡大した。

特に販売業においては、販売時の事前説明において、飼い主の自覚と負担に関する説明を実施することが義務付けられている。こうした事業者の責務は、年に1回の受講が義務付けられている動物取扱責任者研修において遵守の徹底が指導されている。

また、動物福祉や問題行動の発現等への影響を考慮し、通常監視において幼齢動物の販売抑制を図るための指導が行われている。

（3）動物取扱業の資質の向上（施策8）

動物取扱業者における動物の適正な取扱いを徹底するためには、事業者の資質の向上を図る必要がある。

動物取扱責任者研修において、初回研修者に向けたテキストに基本的な法令等に関する知識と求められる社会的責務についての内容を加えるなど、必要とされる知識が総合的に習得できるものとするとともに、外部講師を活用し動物の取扱いに関する必要情報を適宜提供できるようカリキュラムが工夫されている。

また、事業者による動物の取扱い等のレベルを向上させるため、事業者への自主管理点検票の導入を促すとともに、動物由来感染症の予防や動物の適正な管理に関して自主管理の導入を促すパンフレットを作成し、法令に定められた動物取扱業者が遵守すべき事項について指導を行うなどの取組が行われている。

(4) 動物取扱業関連の人材養成施設に対する支援（施策9）

動物取扱業の従事者の資質の向上を図るためには、将来動物取扱業に従事する人材を養成する専門学校等における教育を充実させることが効果的である。そのため、人材育成施設の教員を対象とした研修会に試行的に講師を派遣し、関係法令に関する情報提供が行われた。現在は、動物愛護相談センターが実施する講習会、見学実習などへの専門学校の学生等の受入れが行われている。

平成20年度に東京都が実施した専門学校の飼養実態調査では、調査対象校においては、動物の取扱い、動物由来感染症対策において、特段の問題は見られなかった。

(5) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応（施策10）

畜産業者等に対して、家畜防疫等の観点から関係部局と連携し、許可施設である畜舎等における動物の取扱いや施設の管理について監視指導が行われている。

また、実験動物施設については、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）において「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」に基づく自主管理を基本として実験動物を取扱うこととなっている。実験動物が適正に取り扱われるよう「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）等を普及啓発していくため、東京都は、平成20年度に中型のサル等の特定動物の許可を有する大学、病院、研究機関などを中心に、実験動物の飼養状況について、アンケート調査を実施した。

調査の結果、都内の実験動物施設では、基準等に基づき、マニュアル等の文書により継続的かつ安定的な自主管理が適正に行われていることが明らかとなっている。

実験動物施設における実験動物の飼養状況の把握については、国による定期的な調査が行われていることから、今後は東京都による定期的な調査による実態把握の必要性は低いと考えられた。

3 地域特性を踏まえた取組の推進

地域の動物愛護管理の問題と高齢者福祉や子供の健全育成などの課題とが相互に関連し、相まって解決できる豊かなコミュニティの形成を目指し、以下の施策が進められている。

(1) 動物愛護推進員の活動の活性化（施策11）

動物愛護推進員の委嘱数は、現在、約300名である。現在の委嘱規模において、関係機関からの協力や、動物愛護推進員同士の交流が円滑に行われるよう、支援が行われている。

支援策の一つとして、動物愛護推進員と区市町村や地域の動物愛護推進員同士

の協力体制を構築し、活動の活性化を図るため、動物愛護推進員の人材情報を活動分野別に整理し、区市町村、関係団体に情報提供されている。

また、動物愛護推進員のスキルアップのための研修の充実や、同様の活動を行う動物愛護推進員同士の情報共有の場として、平成20年度から活動分野別の連絡会の開催などの取組が行われている。

さらに、動物愛護推進員制度が都民に周知されることで活動がしやすくなることから、ホームページでの情報提供や普及啓発パネルのイベントでの展示などによる制度の紹介や、活動時に使用できるリーフレットの作成などが行われている。

(2) 集合住宅における動物の適正飼養の推進（施策12）

都内においてはペット飼養可の集合住宅が増え、入居者、住宅供給者、管理者の集合住宅における動物の管理の重要性に関する認識が高まっている。

集合住宅における動物飼養については、それぞれの住宅、地域の事情に即した管理規約等が整備される必要があるため、平成6年度に東京都が作成した「集合住宅における動物飼養モデル規程」等を活用して都、区市町村による助言、指導が行われている。

(3) 高齢者の動物飼養への支援（施策13）

動物を飼養する一人暮らしの高齢者が、突然の入院などで動物の飼養継続が困難になった場合の対応や、多頭飼育等による問題を未然に防止するための方策について、動物愛護推進員や、動物愛護団体等の意見を聞き検討が行われた。飼い主からの動物の一時預かりは、動物の管理等引き受ける側の負担が大きく、一定のルール作りは困難であるため、飼い主の所有権放棄による譲渡対応が望ましいとの結論となっている。

個別の事例については、動物愛護推進員や関係機関と動物愛護相談センターの連携を基礎とした、引取り等の相談対応が行われている。

(4) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充（施策14）

地域における飼い主のいない猫対策は、地域住民やボランティア、住民に身近な行政窓口である区市町村が連携して実施することが必要であり、対策を推進するため、以下の取組が進められている。

まず、飼い主のいない猫問題への取組を始めたばかりの地域や、効果的な対策が見出せずに苦慮している地域、子猫の引取件数の多い地域等、猫に関する問題を有する地域を抱える区市町村が、東京都が作成したガイドブックを参考とした取組を導入する際に、都の補助事業による支援や、動物愛護相談センターによる専門的技術的支援が行われている。

また、飼い主のいない猫対策が、単なるエサやりと誤解されることや地域での対立を招くことを防止するため、ボランティア等活動者向けのリーフレットによ

り、地域住民の理解を得ることの重要性が周知されている。さらに、ボランティアが活動しやすい環境をつくるため、飼い主のいない猫対策の趣旨や手法について都民の理解が進むよう、各種イベントを通じて区市町村、動物愛護推進員等による普及啓発が行われている。

公園や河川敷、公共施設などで発生している猫の問題について、飼い主のいない猫対策が検討され、取組の一例として、試行的に都立公園における、動物愛護相談センターによる専門的技術的支援を中心とした事業モデルが作られている。

(5) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策15）

動物愛護や動物由来感染症の予防等に関しては、子供の成長過程に応じて学校で継続的に教えていくことが効果的であるため、関係部局と連携した普及啓発が検討されており、小学校において動物愛護相談センターが実施している動物教室の成果を教職員研修センターにおいて紹介するなどの取組が試行的に行われている。

小学校における動物教室については、実施体制を充実するために、講師やその補佐として地域の動物愛護推進員の協力を得ているほか、動物愛護推進員が小学校と連携し、独自に動物教室を実施することも検討されている。

学校教育における動物愛護等の普及において、学校で飼養している動物を活用している事例もあり、その場合、動物の取扱いが適正に行われる必要がある。現在、都における学校飼養動物に関する事業については、東京都獣医師会との連携により、教職員等を対象とした動物の適正飼養に関する研修や、動物由来感染症に関する講習会が実施されており、日々の飼養管理、感染症予防、動物の疾病、死亡等への対応などが周知されている。

4 致死処分数減少への取組

致死処分数の減少は、飼い主への適正飼養の普及をはじめ、様々な取組の成果が結びついて達成されるものである。中でも、引取り、収容された動物の生存を可能な限り追求するという直接的な取組として、具体的数値目標を設定し、以下の施策が進められた。

(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策16）

東京都は、動物愛護相談センターに引取り、収容された犬、猫の譲渡数を増加させるため、ボランティア団体を通じた譲渡を推進するとともに、譲渡対象となる動物の基準や譲渡対象者の範囲などの見直しを行った。

また、譲渡を継続的に推進していくためには、新たに犬や猫を飼い始めようとする人が、動物の入手先として動物愛護相談センターや譲渡事業を行う団体を選択することが、ごく普通のこととして行われるような社会にしていくことが必要である。このため、東京都は、譲渡制度に関するリーフレットを作成し、区市町

村等を通じて周知するほか、動物愛護相談センターのホームページにおいて譲渡を受けた都民の体験談を公開するなど、譲渡制度の認知度を高める取組が進めている。

(2) 数値目標の達成状況

第3の1から4の重要課題の施策を実施することにより、致死処分数の減少に向けた推進計画の数値目標は、現時点でほぼ達成されている。

* 具体的数値目標の達成状況 まとめ

指 標	18年度実績値	目 標 (28年度)	23年度実績値 (対18年度比)
動物の引取数	7,672頭	半減	3,209頭 (▲58.2%)
動物の致死処分数	6,921頭	55%削減	2,579頭 (▲62.7%)
犬の返還・譲渡率	81.5%	85%以上に増加	79.5%
猫の返還・譲渡率	3.1%	10%以上に増加	15.3%

東京都福祉保健局健康安全部調べ

5 都民と動物の安全の確保

動物由来感染症や災害等の発生に備えて、平常時から万全の対策を講じることにより、発生時において、飼い主と動物、そして都民の安全を確保するため、以下の施策が進められた。

(1) 動物由来感染症への対応能力の向上（施策17）

東京都は、平成18年度に設置した動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用して、感染症発生時に迅速に対応できるよう連絡体制を構築するとともに、狂犬病発生時対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づく訓練を行っている。

さらに、感染症発生時に飼養動物等からの検体の採取や検査が円滑に行えるよう、動物由来感染症発生時対応マニュアルに基づき訓練を実施するなど動物愛護相談センターの対応体制を整備し、健康安全研究センターと連携した取組体制の充実を図っている。

また、ペット動物における人への感染のおそれのある動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会と協力して動物病院における感染症の診断状況を集約するとともに、人と動物との共通感染症を対象としたサンプリング調査を行う等、発生状況のモニタリングを行っている。

(2) 動物由来感染症の普及啓発（施策18）

感染症が発生した場合の知識不足による都民の不安やパニックを防止するため、東京都が実施する動物由来感染症に関する調査事業について、動物由来感染症検討会において検証し、その結果を反映させたパンフレットやホームページ等により情報提供が行われるなど、動物の取扱いと感染症の正しい知識に関して普及啓発が行われている。

(3) 災害発生時の動物救援機能等の強化（施策19）

災害による避難が長期化した場合に、飼い主不明の被災動物を新たな飼い主や一時預かりボランティアに円滑に引き継いでいくため、動物愛護団体や譲渡ボランティア、更には他縣市とのネットワークを構築していく必要がある。このため、災害対策の活動を行っている動物愛護推進員の把握などの取組が行われている。

また、東京都は、東日本大震災における緊急対策事業の一環として、関係団体からなる東日本大震災東京都動物救援本部と協定を締結し、都内へ避難した被災者の同行動物の一時預かりや譲渡等の支援を行ったが、同救援本部の活動において、預かり動物の飼養管理等に学生ボランティアの協力を得るなどの取組が行われた。

(4) 区市町村の災害時対策の推進（施策20）

災害発生時には、危害防止、動物愛護の観点から、避難所に飼い主が同行してきた動物や地域に残された動物への対応等地域における動物救護対策が円滑に行われる必要がある。そこで、東京都は、区市町村に対して、東京都地域防災計画や避難所管理運営の指針等を提示しているほか、東日本大震災における都内避難所での被災者の同行動物への対応や東京都獣医師会との協定締結状況等に関する情報を区市町村に提供し、区市町村における防災計画や災害時動物対応マニュアルの整備等、動物救護体制の整備に関する取組が促進されるよう働きかけている。

第4 法改正に伴う新たな検討課題

1 多頭飼育の適正化

今回の動物愛護管理法の改正において、多数の動物の飼養又は保管による生活環境上の支障や動物への虐待のおそれ等への対応のため、同法第25条における勧告、命令の対象となることを明確化するとともに、同法第9条において多頭飼育者に対する届出制について、条例で設けることができる規定が示された。

(1) 多頭飼育への対応

動物に起因する苦情相談については、住民に身近な区市町村が主体となって対応しており、東京都は、広域的、専門的事例について区市町村と連携して飼い主

指導等に当たっている。

多頭飼育に起因する苦情相談への対応についても同様に、都、区市町村の動物愛護管理担当部署が住民、動物愛護団体等からの情報に基づき、飼い主への適正飼養に向けた助言、指導を実施し、必要に応じて、動物愛護団体等と連携して飼養管理頭数の適正化のための動物の引取り等の対応を行っている。

しかし、多頭飼育問題について、飼い主への行政指導により飼養状況等の事態が改善した事例は、都、区市町村の動物愛護管理担当部署が把握している事例のうち約4割程度である。中には、動物愛護管理担当者が飼い主となかなか接触できない事例や、家に入れず飼養状況が確認できない事例など、適正飼養の指導を行うことが難しく、解決まで長時間を要する事例もある。

このような対応困難な事例については、例えば、動物愛護管理担当者が、飼い主の生活支援等を行っている地域の福祉保健の関係機関と連携して対応することが事態の改善に効果的な場合もあり、今後は、関係機関との連携が円滑に行われるよう、協力体制について検討していくことが必要である。

また、飼い主の意図しない繁殖により頭数が増えてしまう事例もあることから、繁殖制限措置に関する普及啓発により一層力を入れていく必要がある。飼い主が多頭飼育に係る懸案事項等について、気軽に相談できる窓口を周知することも重要である。

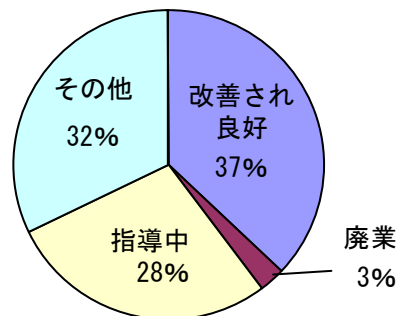


図7 多頭飼育の問題事例に対する行政指導の結果

東京都福祉保健局健康安全部調べ

(2) 多頭飼育者の届出制の検討

今回の法改正により条例で規定することができることとされた届出制は、多数の動物の飼養等に起因した生活環境上の支障となる事態を未然に防止するために、多頭飼育者を事前に把握し、苦情発生時に速やかに対応することなどを趣旨としている。

多頭飼育について条例に基づき届出させる場合には、届出対象として動物の種類を規定するとともに、動物の種類ごとに飼養管理の内容が異なるため、種類ごとに頭数を設定する必要があるが、その設定は困難である。

例えば、動物を飼養又は収容する施設について、許可が必要な動物の種類及び数を定めた「化製場等の構造設備の基準等に関する条例」では、犬については10頭以上が許可を要する頭数と定められていることを参考として、10頭以上

を届出の対象とすることが考えられるが、都、区市町村が把握している多数の動物の飼養に起因して問題が生じている事例では、10頭未満の事例が約2割ある。

また、2頭以上を届出の対象とした場合には、猫では、一世帯当たりの平均飼養頭数は約2頭であり(飼育実態調査)、極めて多くの飼い主が届出の対象となり、適正飼養している飼い主への過剰な規制となりかねない。

多頭飼育による苦情の問題は、頭数の問題ではなく、飼い主が適正に飼養していないことに起因しているが、多頭飼育の届出制を導入することにより、多頭飼育自体が悪いという社会的な誤解を生じるおそれもある。

また、多頭飼育において、問題となるのは一部の多頭飼育者であり、現在においても、行政等が多頭飼育による苦情を把握し、飼い主に対して指導等を行っている。

さらに、適正飼養を行っている多頭飼育者であっても、例えば、高齢者などにおいては、病気、経済的事実等により、今後、適正飼養を行えなくなる可能性もある。こうした多頭飼育者を事前に把握するためには、多頭飼育に起因する苦情対応と同様、福祉保健等関係機関と連携して情報収集し、状況を把握していくことが効果的である。

以上のことから、東京都の現状に鑑み、多頭飼育者の届出制を条例で規定する必要はないと考えられる。

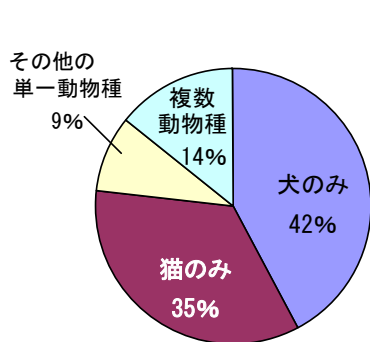


図8 問題となった多頭飼育事例の対象動物

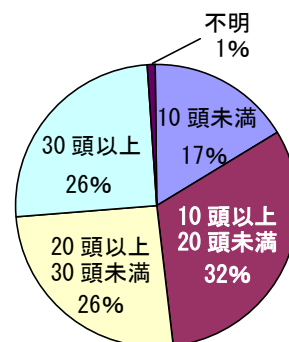


図9 問題となった多頭飼育事例の動物数
東京都福祉保健局健康安全部調べ

【猫の飼育世帯率、飼育頭数】

猫を飼育している世帯は 175 軒で、回答者全体の 11.9%であった。また飼育頭数の合計は 317 頭であった。飼育頭数は 1 頭が最も多く、猫飼育世帯の 57.7%を占めた。複数頭飼っている世帯も多く、最多で 13 頭飼っていた。1 軒当たりの飼育頭数は 1.81 頭となった。

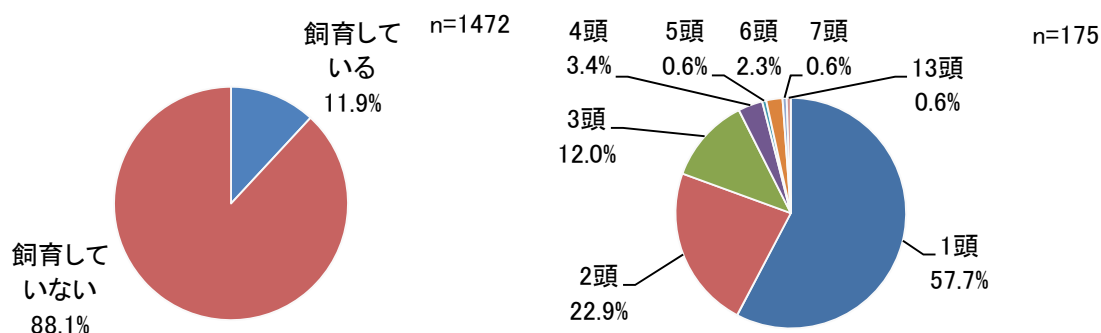


図 1 0 猫の飼育世帯率（左）及び飼育頭数（右）

飼育実態調査より

2 動物取扱業の規制強化に関する取組

今回の動物愛護管理法の改正により、動物取扱業者に対して犬猫等を販売する際の現物確認・対面説明の義務付け、犬猫等販売業に対して出生後 5 6 日を経過しない犬猫の販売のための引渡し等の禁止などについて規制が強化される。また、新たに第二種動物取扱業の届出制度が創設される。

新たな規制への対応を含む監視強化については、追加事項の周知徹底及び監視項目への追加等により対応し、動物取扱業者に法令の遵守を徹底させる必要がある。また、第二種動物取扱業については、必要な条例改正により規定整備を行い、対象範囲、施設の基準や管理方法について周知徹底する必要がある。監視強化の取組等の方向性についても、政省令等の改正を踏まえ検討していく必要がある。

3 災害発生時の動物救護体制の充実強化

今回の動物愛護管理法の改正により、災害時における動物の適正な飼養及び保管に関する施策が動物愛護管理推進計画において定める事項に追加されるとともに、動物愛護推進員の活動として、災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をする事が追加された。

平成 2 4 年 1 1 月に修正された東京都地域防災計画では、「動物の同行避難」に関して、区市町村は、避難所等において同行避難動物の飼養場所等を確保することが明記されている。飼養場所を確保する上で、災害時にどれくらいの動物が避難してくるかを想定し、危害防止、動物愛護の観点から、地域、避難所等において円滑に動物の管理が行われるよう体制を整備しておく必要がある。

また、現行の推進計画（災害発生時の動物救援機能等の強化（施策 1 9））において、災害対策の活動を行っている動物愛護推進員の把握が行われており、今後も、動物愛護推進員を含め、動物愛護団体等のボランティアや関係機関と連携した、災害発生時における動物救護体制の充実強化について、検討を進めていく必要がある。

4 犬及び猫の引取り

今回の動物愛護管理法の改正において、同法第35条に都道府県等における犬猫の引取り拒否に関する規定及び引き取った犬猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定が設けられた。

都における犬猫の引取りについては、現在、都条例第21条第1項において「知事は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められた場合において、当該所有者が継続して飼養することができないことについて、やむを得ない理由があると認めるときは、これを引き取るものとする。」と規定し、動物の愛護及び管理に関する事務取扱要領（以下「事務取扱要領」という。）に基づき運用されおり、やむを得ない理由があると認められない場合には、引取りは行われていない。

また、引き取った犬猫の譲渡についても、都条例第25条第1項において「知事は、第21条第1項若しくは第3項、第22条第1項又は第23条第1項の規定により引き取り、又は収容した犬、猫等を、その飼養を希望する者で、適正に飼養できると認められるものに譲渡することができる。」と規定しており、事務取扱要領、犬又は猫等の譲渡実施要綱等に基づき運用されている。

このように、犬及び猫の引取り等に係る都条例等の規定及びその運用方法は、改正後の動物愛護管理法第35条の改正趣旨を先行して定めた内容となっている。

第5 今後の審議について

中間報告としてとりまとめた推進計画における20施策の取組状況及び法改正に伴う新たな検討課題への対応方針、並びに、今後予定している政省令改正や基本指針の改定を踏まえ、今後の動物愛護管理行政における取組の方向性について、本審議会において引き続き検討していく。